

園芸施設共済のご案内

農業保険法の施行に伴い、NOSAIの園芸施設共済が変わります！

平成31年1月1日より新制度スタート

1. 加入できる施設等

- | | |
|------|--------------------------------|
| 園芸施設 | ●雨よけハウス ●パイプハウス ●鉄骨ハウス ●ガラス室など |
| 附帯施設 | ●暖房施設 ●かん水施設 ●換気施設 ●遮光施設など |

2. 加入条件

- 合計設置面積が2アール以上であること。 ●農作物の栽培を目的とした園芸施設であること。
- 1カ月以上耕作しているハウスについて加入できます。 ※これからは、水稲苗などの育苗ハウスも加入できます。
- 連作障害防止を目的として、耕作しない未被覆のハウスでも、12カ月加入することができます。
【注意】・所有するすべての施設を加入していただきます。(一部の施設のみの加入はできません)
・車庫や倉庫として利用する施設は加入できません。
・施設内農作物は加入できません。(別途、NOSAIの収入保険をおすすめします)

3. 対象となる被害

- 風水害、雪害、ひょう害、その他気象上の原因による災害(地震、噴火含む) ●火災、破裂、爆発 ●鳥獣害
- 車両及びその積載物の追突及び接触など(状況により、支払対象とならない場合があります)

4. 補償期間(共済責任期間)

1年間(掛金が払い込まれた日の翌日から1年間)

- 被覆していない期間も含めて、1年間が補償期間となります。

例) 被覆期間(8カ月) + 未被覆期間(4カ月) = 1年間(12カ月)

5. 補償額(共済金額)

園芸施設等の時価評価額(共済価額)の8割から4割までの範囲で、加入割合(付保割合)を選択することができます。

- 加入の組み合わせとして、園芸施設(本体・被覆材)を基本に、附帯施設や撤去費用(災害による解体処分等に係る費用を補償)、復旧費用(時価評価額と再建築価額との差額を補償)も補償対象として追加できます。

【共済用語の説明】 ①共済金額とは、補償される最高限度額のことです。(全損の場合に支払われる金額となります)

②共済価額とは、園芸施設等の資産価値を表した時価評価額のことです。

③付保割合とは、加入割合のことです。

【補償額の算定式】 補償額(共済金額) = 時価評価額(共済価額) × 加入割合(付保割合)

6. 共済金の支払い

加入申込時に、次の①から③までのいずれかを選択することができます。

1事故1棟ごとの損害額が、選択された①から③までの金額を超える場合に共済金が支払われます。

① 3万円(または共済価額の5%) ※改正前の制度では、3万円(または共済価額の10%)となっていました。

② 10万円

③ 20万円

②、③は、今回新設されました。大被害を補償対象として、掛金負担を軽減することを目的としています。

※②、③の金額以下の園芸施設(共済価額)は、加入することができません。

【支払共済金額の算定式】 支払共済金額 = 1棟ごとの損害額 × 加入割合(最高8割)

※1棟ごとの損害額とは、パイプ本体、ビニール、附帯施設の被害を合わせたものです。

- 撤去費用共済金は、撤去に要した費用が100万円を超える場合、または施設本体(被覆材を除く)の損害割合が50%(ガラス室は35%)を超える場合に支払いの対象となります。ただし、撤去内容の明細が分かる領収書の提出が必要です。

- 復旧費用共済金は、復旧計画書の提出を受け、被災施設の復旧完了を確認してからのお支払いとなります。ただし、復旧内容の明細が分かる領収書の提出が必要です。

7. 共済掛金(農家負担は半分)

共済掛金の半分は、国が負担します。(復旧費用分は除きます)

- 農家負担額には、掛金の他に賦課金(事務費)を含みます。(掛金+賦課金)

- 詳しくは、次ページを参照してください。

園芸施設共済 農家負担額 試算例(10a当たり)

●22mmパイプの雨よけハウス、一般農POフィルム(新品ビニール使用)、加入割合80% の場合

(単位:円)

No.	パイプ設置 経過年数	A パイプ 時価 現有率	B ビニール 被覆経 過割合	①共済価額(時価評価額)		②共済金額 (最高補償額) ①×加入割合 千円未満切捨	被覆 区分	農家負担額(掛金+賦課金)								
				パイプ 価額	ビニール 価額			例 1		例 2		例 3		例 4		
								加入 期間	金額	加入 期間	金額	加入 期間	金額	加入 期間	金額	
1	1年目	100%	100%	2,008,000	1,800,000	208,000	1,606,000	被覆	9ヵ月	19,149	7ヵ月	15,561	6ヵ月	13,767	0ヵ月	0
								未被覆	3ヵ月	78	5ヵ月	130	6ヵ月	157	12ヵ月	3,316
								合計	19,227	合計	15,691	合計	13,924	合計	3,316	
2	5年目	80%	100%	1,648,000	1,440,000	208,000	1,318,000	被覆	9ヵ月	15,716	7ヵ月	12,771	6ヵ月	11,299	0ヵ月	0
								未被覆	3ヵ月	64	5ヵ月	107	6ヵ月	129	12ヵ月	2,722
								合計	15,780	合計	12,878	合計	11,428	合計	2,722	
3	11年目以上	50%	100%	1,108,000	900,000	208,000	886,000	被覆	9ヵ月	10,565	7ヵ月	8,585	6ヵ月	7,595	0ヵ月	0
								未被覆	3ヵ月	43	5ヵ月	72	6ヵ月	86	12ヵ月	1,830
								合計	10,608	合計	8,657	合計	7,681	合計	1,830	

パイプハウス本体(上表のA)

設置経過年数	時価現有率
◆ 1年目(新品)	100%
2年目	95%
3年目	90%
4年目	85%
◆ 5年目	80%
6年目	75%
7年目	70%
8年目	65%
9年目	60%
10年目	55%
◆ 11年目以上	50%

ビニール(上表のB)

被覆経過年数	被覆経過割合
◆ 1年目(新品)	100%
2年目	50%
3年目以上	25%

◆印が上表に記載されています

- ・パイプとビニールが全損となった場合に支払われる金額になります。
- ・部分損となった場合には、パイプとビニールの被害額を足してから算出された金額をお支払いします。

【注意】

- ・上表右端の例4については、連作障害防止を目的として耕作しない未被覆のハウスを、12ヵ月加入する場合の農家負担額となります。
※改正前の制度では、未被覆のハウスは加入することができないため、補償対象外となっていました。
- ・平成30年度から危険段階別共済掛金率が導入されたことにより、農家ごとに過去の共済金の受取実績に応じて掛金が設定されています。
※掛金負担の公平性を確保するため、共済金の受取が少ない農家は掛金がお安くなります。

◎知っておいてほしいこと(まとめ)

- 加入時期…… 1)新制度からの加入日(責任開始日)は、被覆時期からの加入ではありません。
2)すべてのハウス(園芸施設)を、農家を選んだ加入日(責任開始日)にてご加入いただきます。
※加入日時点において、被覆されていない場合であっても、被覆を予定しているハウスはすべて加入します。
※現在、一部の加入者において周年加入されているハウスについては、今後加入日を統一していく予定です。
3)加入日(責任開始日)を月に2日指定させていただきます。
※以前は、毎週土曜日を加入日としていましたが、事務の都合上変更させていただきますのでご了承願います。
4)新制度となって初めての加入日(責任開始日)が、翌年度以降の加入日となります。
- 異動通知…… 次の事項に該当する場合は、NOSAIまでご連絡ください。なお、1)から3)までが制度改正により大幅な変更となりました。

1)被覆期間に変更が生じた場合。 ※ 変更後の掛金を追徴または還付します。	} ※変更前のハウスの共済関係を終了して、未経過分の掛金を還付します。その後、改めて加入することになります。
2)被覆材の材質変更(ビニールなどの変更)をされた場合。	
3)園芸施設(ハウスなど)の増改築をされた場合。	
4)園芸施設(ハウスなど)を新設、移転、譲渡、解体した場合。	
- 被害申告…… 1)ハウスやビニールなどに被害が発生した場合は、すぐにNOSAIまでご連絡ください。

お問い合わせ、お申し込みは 飛騨農業共済事務組合(NOSAIひだ) 事業課 農産係
〒506-0052 高山市下岡本町2115番地
電話(0577)35-0310 FAX(0577)35-0388 E-mail nosai@bronze.ocn.ne.jp